



平成 28 年 3 月 25 日

各 位

会 社 名 アンジェス MG株式会社
代表者名 代表取締役社長 山田 英
(コード番号 4563 東証マザーズ)
問合せ先 財 務 部 長 米尾 哲治
電話番号 03-5730-2641

第 27 回新株予約権（第三者割当て）（行使価額修正条項付）の 募集に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 3 月 25 日（以下「決議日」といいます。）開催の当社取締役会決議により、以下のとおり、第三者割当により新たに発行される第 27 回新株予約権（第三者割当て）（以下「本新株予約権」といい、かかる本新株予約権の発行を以下「本第三者割当」といいます。）の募集を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 募集の概要

| | |
|---------------------|--|
| (1) 割当日 | 平成 28 年 4 月 11 日 |
| (2) 発行新株予約権数 | 64,367 個 |
| (3) 発行価額 | 本新株予約権 1 個当たり 235 円 (本新株予約権の払込総額 15,126,245 円) |
| (4) 当該発行による潜在株式数 | 潜在株式数：6,436,700 株（本新株予約権 1 個当たり 100 株） なお、下記（6）に記載のとおり、行使価額は修正される可能性があります。潜在株式数は 6,436,700 株で一定です。 |
| (5) 資金調達額 | 2,815,090,745 円（注） |
| (6) 行使価額及び行使価額の修正条件 | 当初行使価額 435 円 行使価額は、割当日の翌取引日以降、毎週金曜日（但し、当該日が取引日でない場合には、その直前の取引日とし、以下「修正日」といいます。）に、修正日の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）における当社普通株式の普通取引の終値（以下「終値」といいます。）（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の 92%に相当する金額の 1 円未満の端数を切り上げた金額（以下「修正日価額」といいます。）が、当該修正日の直前に有効な行使価額を 1 円以上上回る場合又は下回る場合には、当該修正日の翌日以降、当該修正日価額に修正されます。但し、修正日にかかる修正後の行使価額が 236 円（以下「下限行使価額」といい、調整されることがあります。）を下回る場合には、修正後の行使価額は下限行使価額とします。なお、「取引日」とは、東京証券取引所において売買立会が行われる日をいいます。 |
| (7) 募集又は割当方法（割当予定先） | 第三者割当の方法により、三田証券株式会社にて全ての本新株予約権を割り当てます。 |
| (8) その他 | 前記各号については、金融商品取引法に基づく届出の効力が発生することを条件とします。また、当社は、三田証券株式会社との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、本第三者割当により発行される本新株予約権の引受けに係る第三者割当て契約（以下「本第三者割当て契約」といいます。）を締結する予定 |

本報道発表文は、当社による第三者割当による第 27 回新株予約権（第三者割当て）（行使価額修正条項付）の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。

| | |
|--|---|
| | です。当該契約において、本新株予約権の行使指定、制限超過行使の禁止、譲渡制限、取得条項及び買戻条項を定める予定です。詳細については、下記「6.（6）その他」をご参照ください。 |
|--|---|

(注) 資金調達額は、本新株予約権の発行による調達額（15,126,245円）に、本新株予約権の行使に際して払い込むべき額による調達額（2,799,964,500円）を加えた額です。また、本新株予約権の行使に際して払い込むべき額による調達額は、当初行使価額で全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であります。そのため、行使価額が修正又は調整された場合には、資金調達額は増加又は減少します。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、資金調達額は減少します。

2. 募集の目的及び理由

(1) 本第三者割当による資金調達の目的

① 当社の状況

当社は、HGF (Hepatocyte Growth Factor、肝細胞増殖因子) 遺伝子治療薬 (DNA プラスミド製剤) と NF- κ B デコイオリゴ核酸を中心に、主に次世代のバイオ医薬品の開発事業を推進する創薬系のバイオベンチャーです。医薬品の開発には通常、長い開発期間と多額の先行投資が必要となりますが、当社においては、HGF 遺伝子治療薬等の主力開発品が上市に至っておらず、開発への先行投資の段階にあるため赤字の計上が継続しております。

② NF- κ B について

NF- κ B デコイオリゴ核酸は、核酸合成機で作成される比較的短い人工核酸により遺伝子の働きを制御する医薬品「核酸医薬」の一種です。NF- κ B は、生体内で免疫・炎症反応を担う遺伝子群のスイッチとして働く「転写因子」です。遺伝子が発現する際、転写因子と呼ばれる蛋白質がゲノムの特定の配列領域に結合してスイッチが入りますが、デコイオリゴ核酸は、そのゲノム上の転写因子結合部分と同じ配列を含む短い核酸 (DNA) を人工的に合成したものです。デコイとは元来「おとり」を意味する言葉で、デコイオリゴ核酸は細胞内においてゲノムの「おとり」として特定の転写因子と結合するため、その転写因子がゲノムに結合できず、結果としてその遺伝子の発現が抑制されます。この NF- κ B デコイオリゴ核酸による治療法は、1995 年に大阪大学大学院の森下竜一博士 (現 大阪大学大学院 医学研究科 臨床遺伝子治療学講座 教授) により発明されました。

当社では、転写因子 NF- κ B に対する特異的な阻害剤「NF- κ B デコイオリゴ」を設計し、NF- κ B の活性化による過剰な免疫・炎症反応を原因とする疾患の新しい治療薬として研究開発してきました。NF- κ B デコイオリゴは、①アトピー性皮膚炎、②血管再狭窄 (PTA バルーンカテーテルによる血管内治療後)、③椎間板性腰痛症等での開発を進めていますが、関節リウマチ、変形性関節症、炎症性腸疾患、喘息等への適応も考えられます。

NF- κ B デコイオリゴは主力開発品である HGF 遺伝子治療薬と同様に、当社が創設以来開発に注力してきた主要な開発プロジェクトであります。現在、開発の最終段階にある二つの開発品 (①、②) においては、それぞれ当社自社製品で初めて本承認を取得する医薬品・医療機器となる可能性があります。具体的には、①中等症以上の顔面のアトピー性皮膚炎を対象とした NF- κ B デコイオリゴ軟膏では国内第Ⅲ相臨床試験における最後の症例の観察期間を終了し、データの解析にむけて準備を進めており、また、②医療機器である透析シャント用 NF- κ B デコイオリゴ薬剤塗布型 PTA バルーンカテーテルでは国内の臨床試験においてもデータ収集・解析を進めている段階にあり、いずれも良好な結果が得られた場合には国内において承認申請が行われる予定です。

なお、HGF 遺伝子治療薬についても現在、重症虚血肢を対象とした開発において、海外では国際共同第Ⅲ相臨床試験、国内では条件及び期限付承認制度の下の再生医療等製品として承認を取得することを目指した開発が進展しております。

③ NF- κ B デコイオリゴの臨床開発の経緯

[アトピー性皮膚炎領域]

(a) これまでの臨床開発の経緯

本報道発表文は、当社による第三者割当による第 27 回新株予約権 (第三者割当て) (行使価額修正条項付) の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。

アトピー性皮膚炎は、厚生労働省が実施した平成 25 年国民生活基礎調査によると約 130 万人の国内患者がいると報告されています。特に顔面の重症アトピー性皮膚炎に関しては皮膚刺激性や局所副作用等の安全性の観点から医療ニーズを満たした治療薬がなく、新しい治療法の開発が切望されている疾患領域です。

当社では、これまで、アトピー性皮膚炎領域に関し、平成 17 年 9 月から平成 18 年 5 月にかけて第Ⅰ相臨床試験、平成 18 年 10 月から平成 20 年 2 月にかけて第Ⅱ相臨床試験を行っております。この第Ⅱ相臨床試験の目的は、顔面に中等症以上の病変を有するアトピー性皮膚炎患者を対象とし、NF- κ B デコイオリゴ軟膏を塗布した時の有効性及び安全性を検討し、至適用量の検討を行うことで、NF- κ B デコイオリゴ軟膏の 3 つの用量群（低用量群、中用量群、高用量群）とプラセボ群を比較した二重盲検比較試験を行いました。

その結果、主要評価項目である「皮膚症状スコア」において、統計学的な有意差には至らなかったものの、NF- κ B デコイオリゴ軟膏の中用量群（以下「中用量群」といいます。）は、プラセボ群と比較して改善の傾向がみられました。また、副次的評価項目である「皮膚症状スコア」（上記主要評価項目より、プロトコールからの重要な違反例を除いた解析）及び「全般改善度」において、中用量群は、プラセボ群との間に統計学的に有意な差をもって改善がみられました。さらに、安全性については、副作用の発生頻度でプラセボ群と差はみられず、また問題となるような副作用は認められませんでした。

上記のことから、当社では、中用量群が臨床推奨用量と考えられ、第Ⅲ相臨床試験において検証する価値があること、また、安全性についても、問題となる事象が認められなかったことから、新たな治療薬の選択肢が求められている分野において、本剤の臨床的有用性は高いと考え、製造販売承認申請を行うためのデータを取得する目的で第Ⅲ相臨床試験への移行が妥当との結論に達しました。

(b) 提携先の決定

当社では、第Ⅱ相臨床試験終了後の平成 20 年 11 月に、平成 17 年 7 月から提携関係にあったアルフレッサ ファーマとの提携関係を解消した後、第Ⅲ相臨床試験開始に向けて新たな提携先を模索し交渉を継続しておりましたところ、平成 22 年 12 月に塩野義製薬株式会社（以下「塩野義製薬」といいます。）と共同開発及び全世界における独占的な販売権許諾に合意いたしました。この契約には、当社で従来から開発してきた軟膏製剤に加え、NF- κ B デコイオリゴの皮膚浸透性を改善する目的の新製剤の開発も含まれておりました。

(c) 開発戦略の変遷

当社では、軟膏剤については臨床的有用性が高く、第Ⅲ相臨床試験への移行が妥当であると判断した一方、適応がアトピー性皮膚炎の顔面病変に限られることから、より広範囲な適応を検討する目的で、皮膚透過性を向上させた NF- κ B デコイオリゴの新製剤の開発も行っていました。当社では開発戦略上、まずは新しい経皮製剤技術を導入した新製剤の開発を進め、軟膏剤の第Ⅲ相臨床試験の開始は保留しておりました。

平成 25 年 6 月から塩野義製薬との共同開発の下で新製剤を用いた第Ⅰ相臨床試験を開始し、安全性に問題ないことが確認されました。しかし、この試験データを詳細に分析した結果、第Ⅱ相臨床試験に進めるための基準には至らず、成功確率の高い製剤技術を検討する必要があるとの結論に至りました。これを受け、当社はアトピー性皮膚炎を対象とした NF- κ B デコイオリゴの開発方針の見直しを行い、また、塩野義製薬との合意の下で、今後の開発については当社が主体となって行うことを平成 26 年 5 月に決定しました。なお、塩野義製薬との提携は継続しています。

(d) 軟膏製剤での第Ⅲ相臨床試験実施

当社では、アトピー性皮膚炎を対象とした NF- κ B デコイオリゴの開発戦略を見直した結果、軟膏製剤は、適応が顔面に限られる一方、開発ステージが進んでいることから早期製品化の可能性があることを考慮し、国内において第Ⅲ相臨床試験に移行することといたしました。当該第Ⅲ相臨床試験は平成 27 年 3 月 13 日に開始し、顔面に中等症以上の皮疹を有するアトピー性皮膚炎患者約 200 例を対象とし、当該治療薬の有効性と安全性を確認し、国内で

本報道発表文は、当社による第三者割当による第 27 回新株予約権（第三者割当て）（行使価額修正条項付）の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。

承認申請するためのデータを獲得することを目的として実施しておりましたが、平成 28 年 2 月に最後の症例の観察期間（投与後に症状の変化を観察する期間）が終了いたしました。今後は、各症例のデータを回収し、解析を行い、良好な結果が得られた場合（平成 28 年上期中を予定）には、国内で中等症以上の顔面のアトピー性皮膚炎を適応症として承認申請を行う予定です。なお、上市に至った際には、当社は販売提携先である塩野義製薬から売上高の一定の対価を受領することになり、当社の収益構造を改善する一因となることが期待されます。

[椎間板性腰痛症領域]

(a) これまでの開発の経緯

椎間板性腰痛症の国内患者数は、潜在的に非常に多いとされていますが、その数については全国規模調査が待たれるところです。ただし、椎間板障害の患者は潜在的に 200 万人以上がいると推定され、このうち実際に医療機関で受療している受療患者数は 41 万人（厚生労働省 平成 26 年患者調査による）との報告があり、その数は増加傾向にあります。

椎間板変性等が原因の腰痛症に対する治療法としては、消炎鎮痛剤等を用いる対症療法しかなく、椎間板変性の進行抑制や修復を促す根治的な治療薬の開発が望まれている疾患領域です。

当社では、椎間板性腰痛症領域に関し、非臨床試験により、椎間板細胞を用いた実験において NF- κ B デコイオリゴがこれらの病態因子の産生を抑制することを確認、さらに椎間板変性症モデル動物においての有効性を確認しておりました。

(b) 提携先の決定

当社は、平成 25 年 3 月に日本臓器製薬株式会社（以下「日本臓器製薬」といいます。）と椎間板性腰痛症を含む腰痛疾患を適応症とした日本における独占的な開発販売権許諾契約を締結いたしました。

(c) 開発戦略の変更

当該独占の開発販売権許諾契約の締結後は日本臓器製薬において、当該治療薬の非臨床試験の実施が進められましたが、平成 26 年 12 月に、日本臓器製薬における開発方針の見直しを受け、当社及び日本臓器製薬は当該独占の開発販売権許諾契約を解消することに合意いたしました。また、当社では NF- κ B デコイオリゴを用いた椎間板性腰痛症を含む腰痛疾患を適応症とした治療薬の開発戦略を改定することといたしました。

(d) 米国における第 I / II 相臨床試験の実施の決定

当社は、米国では、椎間板性腰痛症の患者数が多く大きな市場規模が期待され、かつ本薬の治療に必要な手技に精通した医師が多いことや、標準的な治療方針に本薬のような椎間板変性を抑制する薬剤が一致することから、本薬の開発上のメリットが大きいと考え、米国における第 I / II 相臨床試験を進めることといたしました。米食品医薬品局（FDA）から臨床試験開始許可を取得後、カリフォルニア大学サンディエゴ校を治験実施施設として、平成 28 年に第 I / II 相臨床試験を開始する予定です。また、当社は当該第 I / II 相臨床試験の終了後に、提携先を確保するためのライセンス活動を行うことを計画しております。提携先との間で、本薬の開発販売権等の権利を許諾する契約の締結に至った際には、当社は契約一時金、開発の進捗に伴うマイルストーン収入、さらに上市に至った場合にはロイヤリティを受領することになります。

④ 本第三者割当による資金調達目的

上記の経緯及び現状のもと、本第三者割当による資金調達の目的は、NF- κ B デコイオリゴの開発に係る費用、すなわち、(i) NF- κ B デコイオリゴのアトピー性皮膚炎を対象疾患とした日本国内における第 III 相臨床試験、並びに (ii) NF- κ B デコイオリゴの椎間板性腰痛症を対象疾患とした米国における第 I / II 相臨床試験の実施及びその準備費用に必要と見込まれる費用を調達することにあります。

本報道発表文は、当社による第三者割当による第 27 回新株予約権（第三者割当て）（行使価額修正条項付）の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。

なお、当社は、近年において、平成 26 年 3 月に当社普通株式の第三者割当増資（以下「平成 26 年 3 月当社普通株式第三者割当増資」といいます。）を行い、差引手取金額約 490 百万円の資金調達を行っております。平成 26 年 3 月当社普通株式第三者割当増資は当社がこれまでムコ多糖症 VI 型治療薬「ナグラザイム®」の開発及び販売を通じて蓄積してきた、難病及び希少疾患を対象としたオーファンドラッグ（希少疾患用医薬品）を自社で開発・販売する基盤を活用し、海外で既に開発・販売されているオーファンドラッグを国内に導入するための費用の一部を調達することを目的とするものであります。また、当社は、平成 25 年 5 月に行使価額修正条項付新株予約権の第三者割当（以下「平成 25 年 5 月行使価額修正条項付新株予約権第三者割当」といいます。）及び平成 26 年 7 月にライツ・オフアリング（ノンコミットメント型/上場型新株予約権の無償割当）（以下「平成 26 年 7 月新株予約権無償割当」といいます。）を行い、差引手取金額約 1,989 百万円及び約 5,945 百万円の資金調達をそれぞれ行っております。平成 25 年 5 月行使価額修正条項付新株予約権第三者割当及び平成 26 年 7 月新株予約権無償割当は、HGF 遺伝子治療薬の重症虚血肢を対象疾患とした国際共同第Ⅲ相臨床試験を実施するために必要と見込まれる費用及び国際共同第Ⅲ相臨床試験を実施する期間の当社の運転資金の一部（研究開発関連費用及び本社機能運営費用等）を調達することを目的とするものであります。いずれも本第三者割当による資金調達の目的とは異なります。

⑤ 本第三者割当の目的に対する資金調達の状況

当社は、上記の本第三者割当の目的と同じ NF- κ B デコイオリゴの開発に係る費用の資金調達を目的として、平成 27 年 3 月 20 日に株式発行プログラム設定契約締結及び第三者割当による新株式発行の実施を決議し、差引手取金額約 27 億円の当社普通株式の第三者割当（以下「平成 27 年プログラム第三者割当増資」といいます。）による資金調達を計画いたしました。しかし、その後の株価下落により当初見込んでいた金額の調達ができず、結果として当該プログラムに基づき調達が実現したのは差引手取金額約 716 百万円にとどまっており、NF- κ B デコイオリゴの開発に係る費用のために新たな資金調達が必要な状況にあります。なお、当社は、上記の本第三者割当の目的と同じ NF- κ B デコイオリゴの開発に係る費用の資金調達が目的として、平成 27 年 9 月 28 日に新株式発行及び株式売出し（オーバーアロットメント）の実施を決議し、差引手取金額約 35 億円の当社普通株式の公募増資（以下「平成 27 年 9 月公募増資」といいます。）を計画いたしました。しかし、当該新株式発行及び株式売出し（オーバーアロットメント）に係る募集及び売出期間中、複数の有力な機関投資家層から当社に対するご興味をいただいたものの、それらの機関投資家を含む多くの投資家から当社の開発プロジェクトが更に進展した段階で投資を行いたいとの意見をいただきました。このような投資家との対話を通じて、当該募集及び売出期間という短期間に、今後当社が中長期的に成長していく上で開拓していきたいと考えていた投資家層に、現在の当社の開発段階において当社の事業及び成長性への理解を十分に得るには至らないものと判断し、平成 27 年 9 月公募増資を中止いたしました。

このような状況の中、当社では開発のスケジュールの大枠に影響を与えない範囲での原薬購入時期の後ろ倒しやこれに付随する非臨床試験の時期の後ろ倒し等の資金充当計画の変更を行い、平成 27 年プログラム第三者割当増資当時の計画から遅滞無く開発を継続してまいりました。

(2) 本第三者割当による資金調達方法を選択した理由

当社が、本第三者割当による資金調達方法を選択した理由は、以下のとおりです。

今回の資金調達は、上記「2. (1) ④本第三者割当による資金調達の目的」記載のとおり、NF- κ B デコイオリゴの開発の費用を調達しかかる開発を推進することを目的とするものです。当社にとって、NF- κ B デコイオリゴの開発は、HGF 遺伝子治療薬の開発に比肩する重要なプロジェクトであります。当社は、NF- κ B デコイオリゴの開発は、当社の企業価値及び株式価値の向上に繋がるものと考えております。

当社は、平成 27 年 9 月公募増資の中止後直ちに、今回の資金調達の検討を開始いたしました。資金調達方法の選択肢としては、まず、金融機関からの借入れが考えうるところです。しかしながら、当社の現在の財務状況等では融資を引き受けてもらえる金融機関を見つけることは困難です。そのため、当社は、金融機関からの借入を資金調達の選択肢とすることはできませんでした。

本報道発表文は、当社による第三者割当による第 27 回新株予約権（第三者割当て）（行使価額修正条項付）の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。

そこで、財務の健全性を維持しながら、必要な資金の調達を実現し、もってNF-κBデコイオリゴの開発を推進していくためには、当社としては、資本市場からの資金調達、つまり、エクイティ・ファイナンスによる資金調達を考えざるを得ませんでした。

エクイティ・ファイナンスによる資金調達としては、新株予約権の第三者割当以外にも、当社普通株式の第三者割当、当社普通株式の公募増資、及び株価に連動して転換価額が修正される転換社債型新株予約権付社債（いわゆる「MSCB」）の発行が選択肢としてはあり得るところです。

しかしながら、まず、当社普通株式の公募増資については、上記「2.（1）⑤本第三者割当の目的に対する資金調達の状況」記載のとおり、平成27年9月公募増資により差引手取金額約35億円の資金調達を計画いたしましたでしたが、中止に至っております。かかる中止に至った原因は、上記「2.（1）⑤本第三者割当の目的に対する資金調達の状況」記載のとおり、募集及び売出期間という短期間に、今後当社が中長期的に成長していく上で開拓していきたいと考えていた投資家層に、現在の当社の開発段階において当社の事業及び成長性への理解を十分に得ることが困難であったことによるものと当社は判断しております。そのため、現時点では再度公募増資を行ったとしても期待どおりの資金調達ができるとは考えられないため、資金調達の選択肢とはなり得ないと判断いたしました。

転換社債型新株予約権付社債については、株価の下落時には社債に付された新株予約権の行使による社債の株式への転換が進まず、株式への転換が進まなければ、金利の定期的な支払いが必要となる負債のままであるため、当社としては、かかる金利の支払いが必要となり、満期までの当社の財務状態への影響は否定できず、また、最終的には元本の弁済が必要となります。そのため、当社としては、転換社債型新株予約権付社債の発行を資金調達の選択肢から外しました。

次に、MSCBは、それに付された新株予約権の行使により交付される株数が転換価額に応じて決定されるという性質を有しているため、新株予約権の行使が実際に行われるまで交付される株式総数が確定しないため、希薄化の割合が大きく変化し、株価に対する直接的な影響が大きいという、既存株主に大きな影響を与えるというデメリットがあります。このようなデメリットがあるため、当社としては、MSCBの発行は資金調達の選択肢から外しました。

他方、新株予約権による資金調達については、新株予約権の行使により発行される株式数は当初から一定で変化しないため、上記のMSCBのデメリットを回避することはできます。そのため、当社は、過去において、かかるデメリットが回避できる点を重視し、新株予約権の発行を行いました。しかしながら、新株予約権による資金調達においては、発行者サイドで投資家による行使を強制することはできず、資金調達の完了までにある程度の期間を要し、さらに、株価の下落時にはその行使が進まず、期待していた資金調達が実現できないというデメリットがあります。当社は、近年において、平成25年5月行使価額修正条項付新株予約権第三者割当及び平成25年10月行使価額修正条項付新株予約権の第三者割当（以下「平成25年10月行使価額修正条項付新株予約権第三者割当」といいます。）による新株予約権の発行を行っておりますが、いずれも想定する資金調達は実現できませんでした（具体的には、平成25年5月行使価額修正条項付新株予約権第三者割当では、想定資金調達額は約5,083百万円でしたが、実際の資金調達額は約1,989百万円にとどまり、平成25年10月行使価額修正条項付新株予約権第三者割当では、想定資金調達額は約4,128百万円でありましたが、実際には資金調達は一切できませんでした。）。上記のとおり、この度の資金調達は、当社にとって、重要なプロジェクトであるNF-κBデコイオリゴの開発を推進することを目的としたものであり、当社としては、是非ともできるだけ確実にかつ短期間で当該開発に必要な資金を調達したいという意向を強く有しておりました。そのため、当社は、今回の資金調達の検討の当初においては、新株予約権の発行による方法を資金調達の選択肢から外しておりました。

上記のとおり、当社にとって、NF-κBデコイオリゴの開発は、当社の企業価値及び株式価値の向上に繋がる重要なプロジェクトであり、これをできる限り確実に推進するためには、短期間で必要な資金の調達を確実に実現することが非常に重要な要素となります。短期間での資金調達の確実性に重点を置いた結果、当社としては、まずは、第三者割当による当社普通株式の発行での資金調達方法を今回の資金調達においては優先度の高い方策として検討してまいりました。しかしながら、現在までのところ、第三者割当による当社普通株式の発行による方法では、この度の資金調達額を調達することを可能とする投資家を確保することができませんでした。

本報道発表文は、当社による第三者割当による第27回新株予約権（第三者割当て）（行使価額修正条項付）の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。

そこで、当社としては、次善の策として、行使価額修正条項付の新株予約権の発行による資金調達方法を検討するに至りました。まず、当社普通株式を引き受ける十分な投資家を確保できなかった以上、資金調達方法につき投資家にとっての受入可能性を勘案せざるを得ないところ、新株予約権は、当社普通株式に投資する場合と比較すると投資家が一時期に投資に必要な資金を限定することができます。また、新株予約権の行使価額の修正により、株価下落の局面においても、一定の範囲においては新株予約権の行使が可能となり、資金調達に応じる投資家にとっての受入可能性を高めることができます。他方、投資家にとっての受入可能性のみならず、当社にとっても、行使価額修正条項付の新株予約権による資金調達は、次のようなメリットがあると考えております。すなわち、行使価額修正条項付の新株予約権による資金調達は、株価下落の局面であっても、設定された行使価額の下限を株価が上回っている場合には、行使価額の修正により、資金調達額は想定された額よりも減少するものの一定の資金調達を実現できる可能性があります。また、株価上昇の局面では、行使価額の修正により資金調達額が増加するというメリットを享受することができます。さらに、既存株主にとっても、当社普通株式を発行する場合と異なり、希薄化の進展が複数回に分かれた段階的なものとなり、市場への影響も漸次的にすることができると当社は考えております。この点、本新株予約権の行使による交付株式数は一定であり、MSCB と異なり、株価の下落局面において当初の想定より交付株式数が増加し更なる希薄化が生じる可能性はありません。但し、前記のとおり、新株予約権による資金調達においては、発行者サイドで投資家による行使を全面的に強制することはできず、また、投資家による新株予約権の行使による払込みにより資金調達が実現されるため、資金調達の完了までにある程度の期間を要し、さらに、株価の下落時には、期待していた金額より資金調達額が減少する、又は期待していた金額の資金調達が実現できないというデメリットがあります。しかし、当社普通株式の第三者割当による資金調達を実現するために十分な投資家の確保ができなかったという当社の置かれた現状を前提とすると、NF-κB デコイオリゴの開発は当社にとって企業価値及び株式価値の向上に繋がる重要なプロジェクトであり、それを推進していくための資金需要を満たすためには、上記のような不確実性を伴う手段とはいえ、行使価額修正条項付の新株予約権の発行によることはやむを得ないと当社としては考えております。また、下記「6.（6）その他」記載のとおり、本第三者割当て契約において、株価が一定期間高騰した場合には、一定金額の資金調達が実現できるだけの数の、引受人による本新株予約権の行使を当社が指定できる旨規定される予定であり、一定の範囲においては資金調達を促進することが期待できます。これらの点を考慮して、当社は第三者割当による新株予約権の発行による資金調達を行うことといたしました。

(3) 本新株予約権の主な特徴

本新株予約権の主な特徴は、次のとおりとなります。

- ①本新株予約権の目的である当社普通株式数は、6,436,700株で一定であるため、株価動向によらず、最大増加株式数は限定され、希薄化の規模は限定されております。平成27年12月31日現在の発行済総株式(56,544,361株)に係る議決権数(565,408個)に対する希薄化は、最大で、株式数ベースで11.38%、議決権ベースで11.38%となります。
- ②本新株予約権については行使価額の上限が設定されていないため、当社としては株価上昇時には調達額が増大するメリットを享受できます。また、本第三者割当て契約において下記「6.（6）その他」記載のとおり、行使指定条項として、株価が一定期間高騰した場合には、一定金額の資金調達が実現できるだけの数の、引受人による本新株予約権の行使を当社が指定できる旨規定される予定であり、一定の範囲においては資金調達をさらに促進し得ることとなります。なお、割当予定先による本新株予約権の行使が進み、これにより発行される当社普通株式が市場において売却されれば、流動性の向上が期待できます。
- ③当社の株価が下落した場合には、調達額が当初の想定を下回る可能性は否定できず、また、株価が下限行使価額を下回って推移した場合には、資金調達が全くできなくなる可能性もあります。かかるデメリットについては、上記「2.（2）本第三者割当による資金調達方法を選択した理由」記載のとおり、当社普通株式を引き受ける十分な投資家を確保できなかった以上、資金調達方法につき投資家にとっての魅力や受入可能性を考慮せざるを得なかったため甘受せざるを得ないと考えております。

本報道発表文は、当社による第三者割当による第27回新株予約権(第三者割当て)(行使価額修正条項付)の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。

- ④下記「6.(6)その他」記載のとおり、当社は、本新株予約権の行使期間満了日に、その時点の本新株予約権の全部を発行価額と同額で買い取る義務を負い、かかる買取りによる当社の財務状況への悪影響が生じ得ます。しかし、本新株予約権の発行に係るその他の各メリットを勘案すれば、かかる負担はやむを得ないものと判断しております。
- ⑤下記「6.(6)その他」記載のとおり、当社は、本新株予約権につき、払込期日から3ヶ月経過後以降は、その裁量で、本新株予約権の払込金額と同額でその全部又は一部を取得できます。株価が上昇し、本新株予約権の行使により当社が必要とする金額を調達できた場合、本新株予約権の取得により既存株主にとっての希薄化が抑制され得ます。また、より有利な条件での新たな資金調達方法が見つかった場合には、本新株予約権を取得し、当該新たな資金調達方法を機動的にとることが可能となっております。

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額

| | |
|-------------|--|
| ① 払込金額の総額 | 2,815,090,745 円 (内訳) 本新株予約権の発行による調達額 15,126,245 円 本新株予約権の行使に際して払い込むべき額による調達額 2,799,964,500 円 |
| ② 発行諸費用の概算額 | 41,000,000 円 |
| ③ 差引手取概算額 | 2,774,090,745 円 |

- (注) 1 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税は含まれておりません。
- 2 発行諸費用の概算額は、リーディング証券株式会社（東京都中央区新川一丁目8番8号代表取締役社長 宋 炳哲）に対する斡旋費用（約14,000,000円）、弁護士費用（約12,000,000円）、本新株予約権の評価費用（約1,700,000円）、信託銀行費用（約500,000円）、印刷会社費用（約600,000円）、新株式上場料（約2,240,000円）、登録免許税（約9,800,000円）等の合計額であります。
- 3 本新株予約権の行使に際して払い込むべき額による調達額は、当初行使価額ですべての本新株予約権が行使されたと仮定しての金額であります。行使価額が修正又は調整された場合には、払込金額の総額及び差引手取概算額の額は増加又は減少します。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合又は当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、払込金額の総額及び差引手取概算額は減少いたします。

(2) 調達する資金の具体的な使途及び支出予定時期

上記のとおり、本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を含めた差引手取概算額を含めた差引手取概算額は2,774,090,745円です。但し、本新株予約権の行使は本新株予約権者の判断によるため、現時点において本新株予約権の行使による財産の出資及びその時期を資金計画に織り込むことは困難であります。差引手取概算額の合計額2,774,090,745円については、現時点で次のとおり、過剰な免疫・炎症反応を原因とする疾患の新しい治療薬となりうるNF-κBデコイオリゴ（上記「2.(1)②NF-κBについて」をご参照ください。）の開発に係る費用の一部に充当する予定であり、下記に記載された資金使途に従って、支弁時期の早いものから充当していく予定です。なお、調達された資金を具体的な使途に充当するまでの間は、銀行預金、短期有価証券（元本割れのリスク、信用リスク及び流動性リスクを出来る限り回避する観点から、コマーシャル・ペーパーを想定しております。）等にて管理することといたします。なお、以下の開発費用の額は、アトピー性皮膚炎領域については主に原薬購入時期を後ろ倒ししたことにより、椎間板性腰痛症領域については第Ⅱ相臨床試験の試験規模を当初よりも拡大したことにより、それぞれの平成28年4月以降の開発費用が、中止された平成27年9月公募増資の決議当時の想定よりも増額となっております。

(単位：百万円)

本報道発表文は、当社による第三者割当による第27回新株予約権（第三者割当て）（行使価額修正条項付）の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。

| NF-κB デコイオリゴ 開発費用 | 平成 28 年 4 月以降 | 平成 29 年 | 平成 30 年 | 平成 31 年 | 平成 32 年 | 合計 |
|---------------------------|------------------|------------|------------|------------|------------|--------------|
| 1. アトピー性皮膚炎領域 | | | | | | |
| ①CMC、非臨床試験、薬事 費用（注 2） | 885 | 30 | 13 | 9 | 12 | 949 |
| ② 第Ⅲ相臨床試験費用 （注 1） | 128 | 150 | — | — | — | 278 |
| アトピー性皮膚炎 開発費用計 | 1,013 | 180 | 13 | 9 | 12 | 1,227 |
| 2. 椎間板性腰痛症領域 | | | | | | |
| ①CMC、非臨床試験、薬事 費用（注 2） | 316 | 40 | 40 | — | — | 396 |
| ② 第Ⅰ/Ⅱ相臨床試験費用 （注 3） | 100 | 50 | 350 | 300 | 200 | 1,000 |
| 椎間板性腰痛症 開発費用計 | 416 | 90 | 390 | 300 | 200 | 1,396 |
| 合計（1 + 2） | 1,429 | 270 | 403 | 309 | 212 | 2,623 |

- (注) 1 第Ⅲ相臨床試験は、承認申請前の最終段階の試験であり、同意を得た多数の患者に対して被験薬を投与し、被験薬の適応症に対する有効性の証明と確認、安全性の確立、承認取得のための十分な根拠付け、用量反応関係の確立等を行うための試験です。上記第Ⅲ相臨床試験費用とは、かかる第Ⅲ相臨床試験に関連する費用であり、CRO（Contract Research Organization/医薬品開発受託機関：治験依頼者である製薬企業より委託され、医薬品の開発に関わる業務を行う組織・団体）への業務委託（治験が正しく行なわれているかどうかを確認するモニタリング、治験データを管理し、データベース化するデータマネジメント、治験データを統計学的方法で解析する統計解析等の業務の委託）、SMO（Site Management Organization/治験施設支援機関：治験実施医療機関から委託を受けて、医療機関の治験業務を支援する企業・組織）への業務委託（病院側で治験管理業務や被験者との連絡等の業務の委託）等の費用が含まれます。
- 2 CMC（Chemistry, Manufacturing and Control）とは、原薬及び製剤の、Chemistry（化学）・Manufacturing（製造）・Control（品質管理）のことをいいます。上記 CMC 費用には、原薬購入費、治験薬製造費、CMC 申請データ取得用製剤製造費、品質試験費用、スケールアップ検証製剤製造・出荷費用、PV（Process Validation）費用（Process Validation とは、設定パラメータ内で稼働する工程が、設定規格及び品質特性に適合した中間体及び原薬を製造するために効果的かつ再現性よく機能できることに関する文書による確証をいいます。）、検証用製剤製造費用、構造解析費用、物理化学的評価項目の測定費用、強制劣化試験費用、標準物質の調整費用、規格検討法の検討費用、分析法バリデーション費用及び治験薬安定性試験費用が含まれております。
- 非臨床試験とは、ヒトを対象とした臨床試験の前に行われ、それ以降も継続的に行われる試験のことをいい、動物を使った試験及び細胞培養等の試験管内試験によって、薬の候補である化合物の有効性と安全性を調べます。上記非臨床試験費用には、薬効薬理試験、薬物動態試験及び毒性試験に関する費用が含まれます。
- 上記薬事費用には、アトピー性皮膚炎領域については日本国内での承認申請にかかる費用が含まれ、椎間板性腰痛症については米国における新薬臨床試験開始届に関するコンサルタント相談費用が含まれております。
- 3 第Ⅰ相臨床試験とは、一般的に同意を得た少数の健康な成人を対象に被験薬を投与し、安全性の確認や薬物動態的検討等を行うための試験であり、第Ⅱ相臨床試験は、同意を得た少数の患者に対して被験薬を投与し、適応症と用法・用量の確定、安全性と有効性

本報道発表文は、当社による第三者割当による第 27 回新株予約権（第三者割当て）（行使価額修正条項付）の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。

の検討等を行うための試験です。上記第Ⅰ/Ⅱ相臨床試験費用とは、かかる第Ⅰ相臨床試験及び第Ⅱ相臨床試験に関連する費用であり、治験業務を委託するCROや治験参加施設で必要となる諸費用が含まれています。

上記の本第三者割当の差引手取概算額2,774,090,745円については、平成28年4月以降、上記表に記載された各時期にNF-κBデコイオリゴの開発に係る各費用の支出に充当していく予定です。当社株価の上昇により本第三者割当により調達する資金が想定した額を上回り、上記表中の各期間に生じる費用の総額を上回る場合には、当該余剰については、HGF 遺伝子治療薬の重症虚血肢を対象疾患とした国際共同第Ⅲ相臨床試験を実施するために平成29年までに必要と見込まれる費用及び国際共同第Ⅲ相臨床試験を実施する期間の当社の運転資金の一部（研究開発関連費用及び本社機能運営費用等）につき、平成26年7月新株予約権無償割当により調達した資金では賄うことができない不足分が発生し次第充当いたします。他方、当社株価の下落等により本第三者割当により調達する資金が想定した額を下回り、本新株予約権の行使が進まず、想定していた額の資金調達が困難になる場合には、アトピー性皮膚炎及び椎間板性腰痛症を対象としたNF-κBデコイオリゴの開発を前進させるために、新規提携先確保による契約一時金の調達、国内での上市に至った際には販売提携先からの売上高の一定の対価の受領、椎間板性腰痛症を対象とした開発においては米国第Ⅰ/Ⅱ相臨床試験終了後の提携先確保、及び株式市場やマーケット状況を勘案しその他エクイティ・ファイナンスによる資金調達等の施策を講ずることにより随時その調達を検討してまいります。

4. 資金使途の合理性に関する考え方

上記「2. (1) 本第三者割当による資金調達の目的」記載のとおり、今回調達する資金は、NF-κBデコイオリゴの開発に係る費用、すなわち、(i) NF-κBデコイオリゴのアトピー性皮膚炎を対象疾患とした日本国内における第Ⅲ相臨床試験、並びに(ii) NF-κBデコイオリゴの椎間板性腰痛症を対象疾患とした米国における第Ⅰ/Ⅱ相臨床試験の実施及びその準備費用に必要と見込まれる費用に充当するものです。当社は、このようなアトピー性皮膚炎及び椎間板性腰痛症を対象とするNF-κBデコイオリゴの開発を推進することにより、当社の企業価値及び株式価値の向上を図っていくことを目指しており、かかる資金使途は合理的なものであると考えております。

5. 発行条件等の合理性

(1) 発行条件が合理的であると判断した根拠

当社は、本新株予約権の発行要項及び本第三者割当て契約に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の価格の評価を第三者算定機関である株式会社赤坂国際会計（代表者：黒崎知岳、住所：東京都港区元赤坂1-1-8）（以下「赤坂国際会計」といいます。）に依頼しました。当該算定機関は、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、評価基準日の市場環境、当社株式の流動性、当社の資金調達需要、割当予定先の権利行使行動及び割当予定先の株式保有動向等を考慮した一定の前提（当社の株価（472円）、当社株式のボラティリティ（70.1%）、配当利回り（0%）、本新株予約権に適用する割引率（▲0.2%）、当社からの通知による取得が行われず当社が行使指定可能な状況に置いては行使指定を実施すること、割当予定先が当社の行使指定に基づき、又は行使指定のない場合には任意に、市場出来高の一定割合の範囲内で速やかに権利行使及び売却を実施すること、割当予定先の権利行使及び売却にあたって一定の株式処分コストが発生すること、等）を置き、評価を実施しました。当該評価で示された本新株予約権の価格の評価結果は235円でした。当社は、赤坂国際会計は、割当予定先から独立した立場で評価を行っていること、赤坂国際会計による本新株予約権の価格の評価については、その算定過程及び前提条件及び仮定、適用されたパラメータについて、赤坂国際会計からの説明、提出を受けた又は当社にて準備したデータ・資料に基づく確認により、かかる評価は合理的なものであると判断しました。そこで、当社は、当該算定機関の評価を参考にしつつ、また、別記「2. (3) 本新株予約権の主な特徴」及び「6. (6) その他」に記載した本新株予約権及び本第三者割当て契約の内容や特徴を勘案の上、本新株予約権の発行価格が合理的であると判断しました。

本報道発表文は、当社による第三者割当による第27回新株予約権（第三者割当て）（行使価額修正条項付）の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。

また、本新株予約権の当初行使価額は、当該発行に係る決議日の前日（平成28年3月24日）の東京証券取引所における当社普通株式の終値の92%に相当する金額（435円）とし、その後の行使価額も、割当日の翌取引日以降、修正日の東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の92%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額に修正されるものの、その価額は下限行使価額である236円（本新株予約権の発行に係る決議日前日終値の50%）を下回ることはありません。この当初行使価額は、決議日の直前営業日までの直近1ヶ月間の平均値終値1株433.3円に対して0.40%のプレミアム、決議日の直前営業日までの直近3ヶ月間の平均値終値1株318.5円に対して36.58%のプレミアム、決議日の直前営業日までの直近6ヶ月間の平均値終値1株267.8円に対して62.42%のプレミアムとなります。したがって、まず、当初行使価額は、これらの期間における当社株価と比べて過度に低い水準となることはなく、当社としては合理的と考えております。他方、下限行使価額につきましては、当社としては、以下の理由から、合理的と考えております。すなわち、アトピー性皮膚炎及び椎間板性腰痛症を対象とするNF- κ Bデコイオリゴの開発を推進することは当社の事業戦略上不可欠と位置付けておりますが、現状では、その開発を推進するための資金は、外部から調達せざるを得なくなっております。また、当社の株価は、非常にボラティリティが高い状況にあります。このような中で、アトピー性皮膚炎及び椎間板性腰痛症を対象とするNF- κ Bデコイオリゴの開発を推進するための資金調達のために、本新株予約権の発行を行い、かつ、資金調達の確実性を高めるため（本新株予約権が行使されないことにより資金調達が実現できないリスクを回避するため）には、割当予定先との協議交渉の中で示された割当予定先からの下限行使価格についての要望を一定程度受け入れざるを得ないとともに、当社は、上記の近時の株価水準に照らして、下限行使価格として上記の水準を設定することが合理的であると判断いたしました。なお、修正日における修正後の行使価額が、当該時点の東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）につき、その92%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額となる点については、上記同様、アトピー性皮膚炎及び椎間板性腰痛症を対象とするNF- κ Bデコイオリゴの開発を推進するための資金を外部から調達する必要性及び当社の株価のボラティリティの高さの中で、当該開発を推進するための資金調達のために、本新株予約権の発行を行い、かつ、資金調達の確実性を高めるため（本新株予約権が行使されないことにより資金調達が実現できないリスクを回避するため）には、割当予定先との協議交渉の中で示された割当予定先からの行使価額の修正についての要望を一定程度受け入れざるを得ないとともに、当社は、上記の近時の株価水準に照らして、修正日における修正後の行使価額につき上記の内容とすることが合理的であると判断いたしました。

当社監査役全員も、赤坂国際会計は当社と顧問契約を締結している等の関係になく、当社経営陣から一定程度独立していると認められること、赤坂国際会計は、割当予定先から独立した立場で評価を行っていること、赤坂国際会計による本新株予約権の価格の評価については、その算定過程及び前提条件及び仮定、適用されたパラメータについて、赤坂国際会計からの説明、提出を受けた又は当社にて準備したデータ・資料に基づく確認により、かかる評価は合理的なものであると判断できることから、当該算定機関の評価を参考にしつつ、本新株予約権及び本第三者割当て契約の内容や特徴を勘案の上、本新株予約権の発行価格は、割当予定先に特に有利でないとの意見をj得ております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本第三者割当てによる今回の資金調達のうち、本新株予約権がすべて行使された場合の発行株式数は6,436,700株（議決権数64,367個）であり、平成27年12月31日現在の発行済総株式（56,544,361株）に係る議決権数（565,408個）に対して、株式数ベースで11.38%、議決権ベースで11.38%の希薄化が生じます。

決議日前の1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間の当社普通株式の1日当たり平均出来高はそれぞれ、約10.0百万株、約6.8百万株及び約3.6百万株となっていることからすると、上記の希薄化は本第三者割当て後の市場における当社普通株式の需給関係に影響を与える可能性があり、市場に対し一定の株価下落の圧力を与えるおそれは否定できないと考えられます。なお、本新株予約権がすべて行使された場合の発行株式数（6,436,700株）をその行使期間である1年間（営業日ベースで242日と仮定）で市場で均等に売却したと仮定した場合の1日当たりの売却株式数は

本報道発表文は、当社による第三者割当てによる第27回新株予約権（第三者割当て）（行使価額修正条項付）の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。

26,598株となり、かかる株式数は上記の決議日前の1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間（営業日ベースでそれぞれ20日、60日及び121日）の1日当たり平均出来高のそれぞれ0.26%、0.39%及び0.74%となります。

しかしながら、当社といたしましては、本第三者割当による資金調達により取得した資金を、上記「3.（2）調達する資金の具体的な使途及び支出予定時期」に記載の使途に充当することで、NF-κBデコイオリゴの開発を推進することが、当社の企業価値及び株式価値の向上に繋がるものと考えており、本第三者割当における一連の第三者割当による希薄化の規模は合理的であると判断しました。本新株予約権については、その目的である当社普通株式数は一定であり、希薄化の規模は限定されており、また希薄化は複数回に分かれた段階的なものとして市場への影響は漸次的なものになると考えられます。加えて、本新株予約権については一定の要件のもと当社の判断により本新株予約権を取得することも可能であること、並びに、割当予定先は、本新株予約権の行使により取得する当社普通株式に関して株券貸借に関する契約を締結する予定はなく、本第三者割当により割り当てられた本新株予約権の行使により取得する当社普通株式については、売却に際しては可能な限り市場動向を勘案して市場への影響を留意しながら売却する旨表明していること、から、本第三者割当による市場への影響には一定の歯止めがかかることが期待されると判断いたしました。

6. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

三田証券株式会社

| | | | | |
|---|---|-----------|-----------|-----------|
| (1) 名 称 | 三田証券株式会社 | | | |
| (2) 所 在 地 | 東京都中央区日本橋兜町3番11号 | | | |
| (3) 代表者の役職・氏名 | 代表取締役社長 三田 邦博 | | | |
| (4) 事 業 内 容 | 金融商品取引業、貸金業、金銭債権の売買業務、生命保険の募集に関する業務、不動産の賃貸業務、宅地建物取引業 | | | |
| (5) 資 本 金 | 500,000,000円（平成27年3月31日現在） | | | |
| (6) 設 立 年 月 日 | 昭和24年7月20日 | | | |
| (7) 発 行 済 株 式 数 | 4,713,600株（平成27年3月31日現在） | | | |
| (8) 決 算 期 | 3月31日 | | | |
| (9) 従 業 員 数 | 71名（平成27年3月31日現在） | | | |
| (10) 主 要 取 引 先 | 東京証券取引所 | | | |
| (11) 主 要 取 引 銀 行 | 株式会社りそな銀行 | | | |
| (12) 大株主及び持株比率 | 三田 邦博 53.06% | | | |
| (13) 当事会社間の関係 | | | | |
| 資 本 関 係 | 当社と当該会社との間には、記載すべき資本関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき資本関係はありません。 | | | |
| 人 的 関 係 | 当社と当該会社との間には、記載すべき人的関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき人的関係はありません。 | | | |
| 取 引 関 係 | 当社と当該会社との間には、記載すべき取引関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき取引関係はありません。 | | | |
| 関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況 | 当該会社は、当社の関連当事者には該当しません。また、当該会社の関係者及び関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。 | | | |
| (14) 最近3年間の経営成績及び財政状態（単位：千円、ただし特記しているものを除く） | | | | |
| | 決算期 | 平成25年3月期 | 平成26年3月期 | 平成27年3月期 |
| 純 資 産 | | 3,758,410 | 4,267,564 | 4,288,038 |

本報道発表文は、当社による第三者割当による第27回新株予約権（第三者割当て）（行使価額修正条項付）の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。

| | | | |
|---------------|------------|------------|------------|
| 総 資 産 | 19,105,644 | 25,442,520 | 28,135,546 |
| 1株当たり純資産(円) | 925.23 | 1,107.27 | 1,118.39 |
| 売 上 高 | 1,410,086 | 2,317,137 | 1,565,189 |
| 営 業 利 益 | 16,167 | 845,079 | 117,234 |
| 経 常 利 益 | 83,123 | 868,914 | 155,094 |
| 当 期 純 利 益 | 601,471 | 697,395 | 107,556 |
| 1株当たり当期純利益(円) | 132.14 | 176.69 | 28.01 |
| 1株当たり配当金(円) | 20.00 | 20.00 | 6.00 |

(注) 割当予定先は、東京証券取引所の取引参加者であります。

(2) 割当予定先を選定した理由

当社は、上記「2. (1) ⑤本第三者割当の目的に対する資金調達の状況」記載のとおり、NF-κBデコイオリゴの開発に係る費用の資金調達を目的として平成27年9月公募増資を計画いたしました。募集及び売出期間という短期間に、当社が中長期的に成長していく上で開拓していきたいと考えていた投資家層に、現在の開発段階において当社の事業及び成長性をご理解いただくには至らなかったため、平成27年9月公募増資を中止いたしました。

しかしながら、当社としては、当社の事業展開の重要な柱の一つと考えるNF-κBデコイオリゴの開発を今後も円滑に進めていくためには、できる限り早急に当該開発のための資金を調達することが適切であり、平成27年9月公募増資に代わる資金調達手段を講じる必要があると判断いたしました。そこで、当社は、平成27年10月から、当社普通株式の第三者割当を優先的な資金調達方法として検討を行い、投資家を見つけようとしてきましたが、投資家を確保することができない中で、平成28年2月下旬に、従前より当社に対する資金調達活動についての提案やその他の営業活動で当社と面識のあったリーディング証券株式会社に、行使価額修正条項付の新株予約権の発行の資金調達につき、潜在的投資家の紹介を求めました。

その結果、当社は、平成28年3月初旬に、リーディング証券株式会社から、NF-κBデコイオリゴの開発、特に、臨床ステージが進んでいるNF-κBデコイオリゴのアトピー性皮膚炎領域について関心を示し、行使価額修正条項付の新株予約権の引受けについて興味を示した、割当予定先である三田証券株式会社の紹介を受けました。割当予定先は、現在までに、行使価額修正条項付の新株予約権等を引き受けた経験を有しております。当社は、割当予定先に対してNF-κBデコイオリゴの開発について説明を行い、協議を重ねました。その結果、割当予定先から、当社の事業戦略、事業展開、資金の必要性及び時期等をご理解いただいた上で、行使価額修正条項付の新株予約権の第三者割当による資金提供にご同意いただいたため、当社は、NF-κBデコイオリゴの開発に係る費用を賄うための資金を調達するために本新株予約権に係る本第三者割当を実施することとし、割当予定先として三田証券株式会社を選定いたしました。

(注) 本新株予約権に係る割当では、日本証券業協会会員であるリーディング証券株式会社の斡旋を受け、日本証券業協会会員である三田証券株式会社により買い受けられるものであり、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」第2章乃至第4章の適用を受けて募集が行われるものです。

(3) 割当予定先の保有方針及び行使制限措置

当社は、上記「6. (2)割当予定先を選定した理由」に記載した割当予定先との間で協議を行なった際に、割当予定先より以下の点につき口頭で確認を得ております。

- ・ 割当予定先は経営権の獲得や支配株主となることを目的とせず純投資を目的とすること。
- ・ 割当予定先は、本新株予約権の行使により交付される当社普通株式の保有方針について、当該株式を売却することにより利益を得る純投資の方針に基づき保有し、長期保有の意思はないこと、及び当該割当予定先は、当社株式を売却する場合には可能な限り市場動向に配慮しながら行うこと。
- ・ 当該割当予定先は、当社並びに当社の役員、役員関係者及び大株主との間で、本新株予約権の行使により取得する当社普通株式に係る株券の貸借契約を締結しておらず、また、その予定もないこと。

本報道発表文は、当社による第三者割当による第27回新株予約権（第三者割当て）（行使価額修正条項付）の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。

- ・ 当該割当予定先は、自己資金をもって、本新株予約権を取得し、本新株予約権の行使を行うこと。

また、割当予定先はいわゆる証券会社であり、自己の商品有価証券勘定にて本新株予約権又は本新株予約権の行使により交付される当社普通株式を保有し、上記のとおり適宜市場内で売却を行いつつ、新株予約権の権利行使を実施する予定とのことです。従って、当社普通株式の希薄化は市場取引高に応じて徐々に進捗することとなり、急速には進みにくいと予想されま

す。

さらに、下記「6. (6) ②制限超過行使の禁止」にも記載しておりますとおり、当社及び本新株予約権の割当予定先である三田証券株式会社は、本新株予約権につき、東京証券取引所の有価証券上場規程（以下「上場規程」といいます。）第434条第1項、同施行規則（以下「上場規程施行規則」といいます。）第436条第1項乃至第5項までの定めに基づき、原則として、単一暦月中にすべての本新株予約権の保有者による本新株予約権の行使により取得される当社普通株式の合計が、上場規程施行規則第436条第1項に定める上場株券等の数の10%を超える場合には、当該10%を超える部分に係る本新株予約権の行使を制限するよう措置を講じる予定です。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

当社は、三田証券株式会社の平成28年2月の月次日計表により、平成28年2月末日現在における同社の現預金及びその他の流動資産等の財産の状況を確認しており、同社が本新株予約権の取得及び行使に要する財産を保有しているものと判断しております。

以上により、当社は割当予定先の本第三者割当の払込みに要する財産について問題はないものと判断しております。

(5) 株券貸借に関する契約

本新株予約権の割当予定先である三田証券株式会社は、当社、当社の役員、役員関係者及び当社の大株主と割当予定先との間において、本新株予約権の行使により取得する当社普通株式に関連して株券貸借に関する契約を締結しておらず、またその予定もないことを口頭で確認しております。

(6) その他

当社は、本新株予約権に係る割当予定先との間で、金融商品取引法に基づく本新株予約権の募集に係る届出の効力発生後に、下記の内容を含む、本第三者割当て契約を締結いたします。

① 行使指定

当社は、割当予定先に対して、5連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式の終値の単純平均値が当該5連続取引日の各日に有効である本新株予約権の行使価額の120%を超過する金額となった場合、割当予定先に対し、本新株予約権の行使を指定することができます。但し、20取引日の期間内で本新株予約権の行使に際して払い込むべき額の累計金額が300,000,000円となる数を上限として、本新株予約権につきその行使を指定することができ、行使指定の対象期間が重複するよう新たな行使指定をすることはできません。このように、株価の高騰が続く場合には当社が行使指定を行うことのできる仕組みにより、本新株予約権の行使を促進し資金調達の実現を図るものです。

② 制限超過行使の禁止

割当予定先は、いずれの暦月においても、原則として、当該暦月においてすべての本新株予約権の保有者による本新株予約権の行使により交付されることになる当社普通株式の数の合計が、本新株予約権の払込期日時点の上場株式数の10%を超えることとなる本新株予約権等の行使（以下「制限超過行使」といいます。）を行うことができません。但し、当社普通株式が上場廃止となる合併、株式交換及び株式移転等が行われることが公表された時から当該合併等がなされた時又は当該合併等がなされないことが公表された時までの間、当社に対して公開買付けの公告がなされた時から当該公開買付けが終了した時又は中止されることが公表された時までの間、取引所金融商品市場において当社普通株式が上場されている金融商品取引所において

本報道発表文は、当社による第三者割当による第27回新株予約権（第三者割当て）（行使価額修正条項付）の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。

が監理銘柄、監理ポスト、整理銘柄又は整理ポストに指定された時から当該指定が解除されるまでの間、本新株予約権の行使価額が決議日の取引所金融商品市場の売買立会における当社普通株式の終値以上の場合には、割当予定先は、制限超過行使を行うことができます。

③ 譲渡制限

割当予定先による本新株予約権の譲渡については、当社の取締役会の承認を必要とします。各割当予定先が本新株予約権を譲渡する場合には、当該割当予定先は、当社の本新株予約権の行使指定に対応する義務等、本第三者割当て契約上の地位及びこれに基づく権利義務を譲受人に承継させます。

④ 取得条項

当社は、平成28年7月11日以降、本新株予約権の発行要項に従って、代表取締役の決定により本新株予約権の全部又は一部を取得することができます。但し、本新株予約権の割当日以降において、代表取締役が本新株予約権の取得日を決定する日の直前の5連続取引日の当社普通株式の終値の単純平均値が当該5連続取引日の各日に有効である本新株予約権の行使価額の120%に相当する金額を超過する金額となった場合には、当社は、平成28年7月11日より前であっても、本新株予約権の発行要項に従って、本新株予約権の全部又は一部の取得が可能となります。

⑤ 買戻条項

当社は、本新株予約権の行使期間の末日である平成29年4月11日に、割当予定先から、その時点で残存する本新株予約権の全部を本新株予約権の発行要項に従い取得する義務を負います。

7. 募集後の大株主及び持株比率

| 募集前（平成27年12月31日現在） | |
|------------------------|-------|
| 塩野義製薬株式会社 | 2.10% |
| フォレストフィールド1号投資事業有限責任組合 | 1.44% |
| 森下 竜一 | 1.22% |
| 竹林 嘉浩 | 0.73% |
| 日本証券金融株式会社 | 0.68% |
| 網本 富美子 | 0.65% |
| 中村 敏一 | 0.64% |
| 株式会社SBI証券 | 0.64% |
| 鈴木 明彦 | 0.63% |
| 山城 延子 | 0.60% |

(注) 1 割当予定先は、本新株予約権の行使により交付される当社普通株式の保有方針について、上記「6. (3) 割当予定先の保有方針及び行使制限措置」に記載のとおり、長期保有する意思を有していないとのことですので、本新株予約権の募集に係る潜在株式数を反映した「募集後の大株主及び持株比率」を表示していません。

2 上記の割合は、小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。

8. 今後の見通し

今回の資金調達による平成27年12月期以降の当社連結業績に与える影響は次のとおりです。今回の資金調達の目的であるアトピー性皮膚炎、及び椎間板性腰痛症を対象としたNF-κBデコイオリゴ治療薬の臨床開発を進めることで、これに伴う費用が発生いたしますが、本第三者割当てにより調達した資金を充当してまいります。NF-κBデコイオリゴの開発を進めることで、アトピー性皮膚炎を対象とした開発においては第Ⅲ相臨床試験終了後、国内での上市に至った際には販売提携先からの売上高の一定の対価の受領、椎間板性腰痛症を対象とした開発においては、米国第Ⅰ/Ⅱ相臨床試験終了後の提携先確保により、それぞれ当社の収益構造を改善する要因となることが期待されます。詳細は、上記「2. (1) ③[アトピー性皮膚炎領域] (d) 軟膏製剤での第Ⅲ相臨床試験実施及び[椎間板性腰痛症領域] (d) 米国における第Ⅰ/Ⅱ相臨床試験の実施の決定」をご参照ください。

本報道発表文は、当社による第三者割当てによる第27回新株予約権（第三者割当て）（行使価額修正条項付）の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。

9. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本第三者割当は、①希薄化率が25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないこと（新株予約権又は取得請求権すべてが権利行使された場合であっても、支配株主の異動が見込まれるものではないこと）ことから、東京証券取引所の定める上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続きは要しません。

本報道発表文は、当社による第三者割当による第27回新株予約権（第三者割当て）（行使価額修正条項付）の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。

10. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績

| | 平成25年12月期 | 平成26年12月期 | 平成27年12月期 |
|-----------------|-----------|-----------|-----------|
| 連結売上高 | 491百万円 | 909百万円 | 430百万円 |
| 連結営業損失(△) | △1,363百万円 | △2,273百万円 | △4,171百万円 |
| 連結経常損失(△) | △1,383百万円 | △2,395百万円 | △4,089百万円 |
| 連結当期純損失(△) | △1,409百万円 | △2,369百万円 | △4,143百万円 |
| 1株当たり連結当期純損失(△) | △46.91円 | △62.12円 | △74.53円 |
| 1株当たり配当金 | -円 | -円 | -円 |
| 1株当たり連結純資産 | 107.86円 | 142.41円 | 73.75円 |

(注) 上記の1株当たり連結当期純損失の金額及び1株当たり連結純資産の金額は、平成25年5月21日開催の取締役会に基づいて平成25年7月1日を効力発生日として普通株式1株につき普通株式2株の割合で行われた株式分割(以下「平成25年7月株式分割」といいます。)、平成25年11月18日開催の取締役会に基づいて平成26年1月1日を効力発生日として普通株式1株につき普通株式2株の割合で行われた株式分割(以下「平成26年1月株式分割」といいます。)調整後の金額を遡及して算定しております。

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況(平成28年2月29日現在)

| | 株式数 | 発行済株式数に対する比率 |
|-------------------------|-------------|--------------|
| 発行済株式数 | 56,544,361株 | 100% |
| 現時点の転換価額(行使価額)における潜在株式数 | 52,000株 | 0.09% |
| 下限値の転換価額(行使価額)における潜在株式数 | - | - |
| 上限値の転換価額(行使価額)における潜在株式数 | - | - |

(注) 上記潜在株式数は、当社役職員向けのストックオプションに係る潜在株式数であります。

(3) 今回のエクイティ・ファイナンス後における発行済株式数及び潜在株式数の状況

| | 株式数 | 発行済株式数に対する比率 |
|-------------------------|---------------|---------------|
| 発行済株式数 | 56,544,361株 | 100% |
| 現時点の転換価額(行使価額)における潜在株式数 | 6,488,700株 | 11.48% |
| 下限値の転換価額(行使価額)における潜在株式数 | 6,488,700株 | 11.48% |
| 上限値の転換価額(行使価額)における潜在株式数 | 上限行使価額はありません。 | 上限行使価額はありません。 |

(注) 上記潜在株式数は、本新株予約権に係る潜在株式数に当社役職員向けのストックオプションに係る潜在株式数を加えたものであります。

(4) 最近の株価の状況

①最近3年間の状況

| | 平成25年12月期 | 平成26年12月期 | 平成27年12月期 |
|--|-----------|-----------|-----------|
| | | | |

本報道発表文は、当社による第三者割当による第27回新株予約権(第三者割当て)(行使価額修正条項付)の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。

| | | | |
|-----|----------|--------|--------|
| 始 値 | 229.3円 | 523.1円 | 376.0円 |
| 高 値 | 1,589.7円 | 635.9円 | 438.0円 |
| 安 値 | 181.9円 | 232.0円 | 186.0円 |
| 終 値 | 523.1円 | 370.0円 | 230.0円 |

(注) 上記に表示された株価は、平成27年12月期のものを除き、平成25年7月株式分割、平成26年1月株式分割及び平成26年7月31日を割当基準日とする平成26年7月新株予約権無償割当調整後の価額を遡及して表示しております。

②最近6か月間の状況

| | 平成27年 9月 | 平成27年 10月 | 平成27年 11月 | 平成27年 12月 | 平成28年 1月 | 平成28年 2月 |
|-----|-------------|--------------|--------------|--------------|-------------|-------------|
| 始 値 | 231円 | 205円 | 204円 | 225円 | 232円 | 292円 |
| 高 値 | 232円 | 255円 | 232円 | 269円 | 254円 | 452円 |
| 安 値 | 197円 | 200円 | 199円 | 209円 | 209円 | 231円 |
| 終 値 | 205円 | 204円 | 223円 | 230円 | 212円 | 378円 |

③発行決議日の前営業日における株価

| | 平成28年3月24日 |
|-----|------------|
| 始 値 | 466円 |
| 高 値 | 477円 |
| 安 値 | 462円 |
| 終 値 | 472円 |

(5) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

・第三者割当による第24回新株予約権（行使価額修正条項付新株予約権）の発行

| | |
|------------------------------|---|
| 割当日 | 平成25年5月20日 |
| 発行新株予約権数 | 20,000個 |
| 発行価額 | 新株予約権1個につき1,345円（総額26,900,000円） |
| 発行時における調達予定資金の額 （差引手取概算額） | 5,098,900,000円（差引手取概算額：5,083,900,000円） （内訳）新株予約権発行分：26,900,000円 新株予約権行使分：5,072,000,000円 |
| 割当先 | メリルリンチ日本証券株式会社 |
| 募集時における発行済株式数 | 149,038株 |
| 当該募集による潜在株式数 | 20,000株（平成25年7月株式分割に伴う調整により40,000株に増加） |
| 現時点における行使状況 | 7,300個の新株予約権が行使済です。また、平成25年10月15日現在において残存する新株予約権の全部を同日付で取得のうえ消却しました。 |
| 現時点における調達した資金の額 （差引手取概算額） | 約1,989百万円（差引手取概算額） |
| 発行時における当初の | 上記差引手取概算額については、HGF遺伝子治療薬の「重症虚血肢」を対 |

本報道発表文は、当社による第三者割当による第27回新株予約権（第三者割当て）（行使価額修正条項付）の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。

| | |
|----------------|--|
| 資金使途 | 象疾患とした国際共同第Ⅲ相臨床試験の実施及び完了までに必要と見込まれる費用に充当する予定です。 |
| 発行時における支出予定時期 | 平成25年から平成30年まで |
| 現時点における資金の充当状況 | これまでに、全額をHGF遺伝子治療薬の「重症虚血肢」を対象疾患とした国際共同第Ⅲ相臨床試験を実施するためのCROによる事前の施設選定作業、契約一時金等の費用及び国際共同第Ⅲ相臨床試験費用等に充当しております。 |

・第三者割当による第25回新株予約権（行使価額修正条項付新株予約権）の発行

| | |
|------------------------------|--|
| 割当日 | 平成25年10月18日 |
| 発行新株予約権数 | 50,000個 |
| 発行価額 | 新株予約権1個につき450円（総額22,500,000円） |
| 発行時における調達予定資金の額 （差引手取概算額） | 4,157,500,000円（差引手取概算額：4,128,800,000円） （内訳） 新株予約権発行分：22,500,000円 新株予約権行使分：4,135,000,000円 |
| 割当先 | UBS AG London Branch |
| 募集時における発行済株式数 | 312,676株 |
| 当該募集による潜在株式数 | 50,000株（平成26年1月株式分割に伴う調整により5,000,000株に増加） |
| 現時点における行使状況 | すべて未行使です。また、第25回新株予約権の全部を平成26年8月6日付で取得のうえ消却しました。 |
| 現時点における調達した資金の額 （差引手取概算額） | すべて未行使のため、該当事項はありません。 |
| 発行時における当初の資金使途 | 上記差引手取概算額については、HGF遺伝子治療薬の「重症虚血肢」を対象疾患とした国際共同第Ⅲ相臨床試験の実施及び完了までに必要と見込まれる費用に充当する予定です。 |
| 発行時における支出予定時期 | 平成25年から平成30年まで |
| 現時点における資金の充当状況 | すべて未行使のため、該当事項はありません。 |

・第三者割当増資

| | |
|---------------|---------------------------------|
| 払込期日 | 平成26年4月14日 |
| 調達資金の額 | 490,972,000円（差引手取概算額） |
| 発行価額 | 440円 |
| 募集時における発行済株式数 | 31,267,600株 |
| 当該募集による発行株式数 | 1,136,300株 |
| 募集後における発行株式数 | 32,403,900株 |
| 割当先 | フォレストフィールド1号投資事業有限責任組合 |
| 発行時における当初の | 上記差引手取概算額については、海外ですでに開発・販売されている |

本報道発表文は、当社による第三者割当による第27回新株予約権（第三者割当て）（行使価額修正条項付）の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。

| | |
|----------------|--|
| 資金使途 | オーファンドラッグを国内に導入するための費用の一部に充当する予定です。 |
| 発行時における支出予定時期 | 平成26年5月から平成29年9月まで |
| 現時点における資金の充当状況 | これまでに、主に前臨床試験の費用として154百万円をオーファンドラッグ導入のための初期費用に充当しております。未充当の額は、337百万円であり、支出予定時期に変更はありません。 |

・ライツ・オフアリング（ノンコミットメント型/上場型新株予約権の無償割当）による第26回新株予約権の発行

| | |
|------------------------------|---|
| 発行期日 | 平成26年8月1日 |
| 発行新株予約権数 | 32,403,900個 |
| 発行価額 | 新株予約権1個につき288円 |
| 発行時における調達予定資金の額 （差引手取概算額） | 9,332,323,200円（差引手取概算額：9,134,323,200円） （内訳）新株予約権発行分 0円 新株予約権行使分 9,332,323,200円 |
| 割当先 | 平成26年7月31日現在当社普通株式を保有する当社以外の株主 |
| 発行時における発行済株式数 | 32,403,900株 |
| 発行時における潜在株式数 | 32,403,900株 |
| 現時点における行使状況 | 21,140,461株 なお、当社第26回新株予約権の権利行使期間は平成26年9月30日をもって終了し、行使されなかった新株予約権はすべて失権（消滅）したため、現時点における潜在株式数は0株です。 |
| 現時点における調達した資金の額 | 6,088,452,768円（差引手取金概算額：5,945,000,000円） |
| 発行時における当初の資金使途 | 上記差引手取概算額については、HGF遺伝子治療薬の国際共同第Ⅲ相臨床試験に関する費用と、当該費用の支払いが行われる時期の当社の運営費用に充当する予定です。 |
| 発行時における支出予定時期 | 平成26年9月から平成31年5月まで |
| 現時点における資金の充当状況 | これまでに、5,671百万円をHGF遺伝子治療薬の「重症虚血肢」を対象疾患とした国際共同第Ⅲ相臨床試験の費用と当社の運営費用に充当しております。未充当の額は、274百万円であり、支出予定時期に変更はありません。 |

・第三者割当増資

| | |
|---------------|-----------------------|
| 払込期日 | 平成27年4月6日 |
| 調達資金の額 | 338,250,000円（差引手取概算額） |
| 発行価額 | 275円 |
| 募集時における発行済株式数 | 53,544,361株 |
| 当該募集による発行株式数 | 1,250,000株 |

本報道発表文は、当社による第三者割当による第27回新株予約権（第三者割当て）（行使価額修正条項付）の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。

| | |
|----------------|---|
| 募集後における発行株式数 | 54,794,361株 |
| 割当先 | EVO FUND |
| 発行時における当初の資金使途 | 本プログラムに基づき第1回割当から第6回割当までの第三者割当増資により調達される資金（上記差引手取概算額を含む。）は、（i）NF- κ Bデコイオリゴのアトピー性皮膚炎を対象疾患とした日本国内における第Ⅲ相臨床試験、並びに（ii）NF- κ Bデコイオリゴの椎間板性腰痛症を対象疾患とした米国における第Ⅰ/Ⅱ相臨床試験の実施及びその準備費用に必要と見込まれる費用に充当するものです。 |
| 発行時における支出予定時期 | 平成27年3月から平成31年まで |
| 現時点における資金の充当状況 | これまでに、NF- κ Bデコイオリゴのアトピー性皮膚炎を対象疾患とした日本国内における第Ⅲ相臨床試験費用とNF- κ Bデコイオリゴの椎間板性腰痛症を対象疾患とした米国における第Ⅰ/Ⅱ相臨床試験の準備費用に全額を充当しております。 |

・第三者割当増資

| | |
|----------------|---|
| 払込期日 | 平成27年5月11日 |
| 調達資金の額 | 386,500,000円（差引手取概算額） |
| 発行価額 | 224円 |
| 募集時における発行済株式数 | 54,794,361株 |
| 当該募集による発行株式数 | 1,250,000株 |
| 募集後における発行株式数 | 56,544,361株 |
| 割当先 | EVO FUND |
| 発行時における当初の資金使途 | 本プログラムに基づき第1回割当から第6回割当までの第三者割当増資により調達される資金（上記差引手取概算額を含む。）は、（i）NF- κ Bデコイオリゴのアトピー性皮膚炎を対象疾患とした日本国内における第Ⅲ相臨床試験、並びに（ii）NF- κ Bデコイオリゴの椎間板性腰痛症を対象疾患とした米国における第Ⅰ/Ⅱ相臨床試験の実施及びその準備費用に必要と見込まれる費用に充当するものです。 |
| 発行時における支出予定時期 | 平成27年3月から平成31年まで |
| 現時点における資金の充当状況 | これまでに、NF- κ Bデコイオリゴのアトピー性皮膚炎を対象疾患とした日本国内における第Ⅲ相臨床試験費用とNF- κ Bデコイオリゴの椎間板性腰痛症を対象疾患とした米国における第Ⅰ/Ⅱ相臨床試験の準備費用に全額を充当しております。 |

以上

本報道発表文は、当社による第三者割当による第27回新株予約権（第三者割当て）（行使価額修正条項付）の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。

アンジェスMG株式会社第27回新株予約権（第三者割当て） 発行要項

1. 本新株予約権の名称
アンジェスMG株式会社第27回新株予約権（第三者割当て）（以下「本新株予約権」という。）
2. 申込期間
平成28年4月11日
3. 割当日
平成28年4月11日
4. 払込期日
平成28年4月11日
5. 募集の方法
第三者割当ての方法により、すべての本新株予約権を三田証券株式会社に割り当てる。
6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数の算出方法
 - (1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式6,436,700株とする（本新株予約権1個当りの目的たる株式の数（以下「割当株式数」という。）は100株とする。）。但し、下記第(2)号乃至第(4)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。
 - (2) 当社が第11項の規定に従って行使価額（以下に定義する。）の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとし、現金等による調整は行わない。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第11項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。
$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$
 - (3) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る第11項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
 - (4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後の割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、第11項第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
7. 本新株予約権の総数
64,367個
8. 本新株予約権の払込金額の総額
金15,126,245円（本新株予約権1個当たり235円）
9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
 - (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。
 - (2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当りの金銭の額（以下「行使価額」という。）は、当初435円とする。
10. 行使価額の修正
行使価額は、割当日の翌取引日以降、毎週金曜日（但し、当該日が取引日でない場合には、その直前の取引日とし、以下「修正日」という。）に、修正日の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の92%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額（以下「修正日価額」という。）が、当該修正日の直前に有効な行使価額を1円以上上回る場合又は下回る場合には、当該修正日の翌日以降、当該修正日価額に修正される。但し、修正日にかかる修正後の行使価額が236円（以下「下限行使価額」といい、第11項の規定を準用して調整される。）を下回ることとなる場合には行使価額は下限行使価額とする。上記修正が行われる場合には、当社は、

本報道発表文は、当社による第三者割当てによる第27回新株予約権（第三者割当て）（行使価額修正条項付）の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。

当該本新株予約権者に対し、修正後の行使価額を通知する。なお、「取引日」とは、東京証券取引所において売買立会が行われる日をいう。以下同じ。

11. 行使価額の調整

- (1) 当社は、当社が本新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times \text{1株当りの払込金額}}{\text{1株当りの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① 下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

- ② 株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

- ③ 下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合（但し、当社又はその関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。）の取締役その他の役員又は使用人に新株予約権を割り当てる場合を除く。）

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

- ④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに下記第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

- ⑤ 本号①乃至③の場合において、基準日が設定され、且つ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号①乃至③にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日まで本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{\left(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額} \right)}{\text{調整後行使価額}} \times \frac{\text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

本報道発表文は、当社による第三者割当による第27回新株予約権（第三者割当て）（行使価額修正条項付）の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとし、現金等による調整は行わない。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
 - (4) ① 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値（当該30取引日のうち終値のない日数を除く。）とする。この場合、単純平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
③ 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記第(2)号⑤の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。
 - (5) 上記第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議の上、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。
 - ① 株式の併合、資本の減少、会社分割、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。
 - ② その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
 - ③ 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
 - (6) 上記第(2)号の規定にかかわらず、上記第(2)号に基づく調整後行使価額を初めて適用する日が第10項に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、上記第(2)号に基づく行使価額の調整は行わないものとする。但し、この場合も、下限行使価額については、かかる調整を行うものとする。
 - (7) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。また、上記第(6)号の規定が適用される場合には、かかる通知は下限行使価額の調整についてのみ行う。
12. 本新株予約権を行使することができる期間
- (1) 平成28年4月12日から平成29年4月11日までとする。
 - (2) 第15項に定める組織再編成行為をするために本新株予約権の行使の停止が必要である場合は、当社が指定する期間は、本新株予約権を行使することはできない。この場合は、本新株予約権者に対し、行使を停止する期間その他必要な事項を、当該期間の開始日の1ヶ月前までに通知する。
13. その他の本新株予約権の行使の条件
- 各本新株予約権の一部行使はできない。
14. 本新株予約権の取得
- 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社代表取締役が決定した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って通知をした上で、当社代表取締役が定める取得日に、本新株予約権1個につき本新株予約権の払込金額と同額で、当該取得日に残存する本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。一部取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。
15. 合併、会社分割、株式交換及び株式移転の場合の新株予約権の交付

本報道発表文は、当社による第三者割当による第27回新株予約権（第三者割当て）（行使価額修正条項付）の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。

当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、又は株式移転完全子会社となる株式移転（以下「組織再編成行為」と総称する。）を行う場合は、当該組織再編成行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権に代わり、それぞれ吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社（以下「再編当事会社」と総称する。）は以下の条件に基づき本新株予約権に係る新株予約権者に新たに新株予約権を交付することができる。

① 新たに交付される新株予約権の数

新株予約権者が有する本新株予約権の数をもとに、組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1個未満の端数は切り捨てる。

② 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の種類

再編当事会社の同種の株式

③ 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1株未満の端数は切り上げる。

④ 新たに交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1円未満の端数は切り上げる。

⑤ 新たに交付される新株予約権に係る行使期間、当該新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金、当該新株予約権の取得事由、組織再編成行為の場合の新株予約権の交付、新株予約権証券の発行、新たに交付される新株予約権の行使の条件

本新株予約権の発行要項に準じて、組織再編成行為に際して決定する。

16. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

17. 本新株予約権の行使請求の方法

(1) 本新株予約権を行使する場合、第12項第(1)号記載の本新株予約権を行使することができる期間中に第20項記載の行使請求受付場所に対して、行使請求に必要な事項を通知するものとする。行使請求受付場所に対し行使請求に要する書類を提出した者は、その後これを撤回することができない。

(2) 本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を現金にて第21項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。

(3) 本新株予約権の行使請求の効力は、第20項記載の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、且つ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。

18. 新株予約権証券の不発行

当社は、本新株予約権に関して、新株予約権証券を発行しない。

19. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

本発行要項及び割当先との間で締結する予定の第三者割当て契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、評価基準日の市場環境、当社株式の流動性、当社の資金調達需要、割当予定先の権利行使行動及び割当予定先の株式保有動向等を考慮した一定の前提（当社の株価（472円）、当社株式のボラティリティ（70.1%）、配当利回り（0%）、本新株予約権に適用する割引率（▲0.2%）、当社からの通知による取得が行われず当社が行使指定可能な状況に置いては行使指定を実施すること、割当予定先が当社の行使指定に基づき、又は行使指定のない場合には任意に、市場出来高の一定割合の範囲内で速やかに権利行使及び売却を実施すること、割当予定先の権利行使及び売却にあたって一定の株式処分コストが発生すること、等）を置き、評価した結果を参考に、本新株予約権1個当りの

本報道発表文は、当社による第三者割当てによる第27回新株予約権（第三者割当て）（行使価額修正条項付）の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。

払込金額を金235円とした。さらに、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は第9項記載のとおりとし、行使価額は当初、平成28年3月24日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の92%に相当する金額とした。

20. 行使請求受付場所
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
21. 払込取扱場所
株式会社三井住友銀行 新橋支店
22. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等
本新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受ける。また、本新株予約権の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従う。
23. 振替機関の名称及び住所
株式会社証券保管振替機構
東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
24. その他
 - (1) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
 - (2) 本新株予約権の条件は、市場の状況、当社の財務状況、本新株予約権の払込金額その他を踏まえ、当社が現在獲得できる最善のものであると判断する。
 - (3) その他本新株予約権発行に関し必要な事項の決定は、当社代表取締役社長に一任する。
 - (4) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中に読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。

以 上

本報道発表文は、当社による第三者割当による第27回新株予約権（第三者割当て）（行使価額修正条項付）の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。